

第05号

2021年
5月19日



Safety Mail

● 滋賀県警察本部交通企画課 ●

県内の交通事故発生状況

《令和3年4月末現在の人身事故》

	件数	死者	傷者
本年	934	12	1,128
前年	964	10	1,190
増減	-30	+2	-62

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死者	傷者
本年	302	6	159
前年	288	4	147
増減	+14	+2	+12

県内の交通事故は、前年に比べ、発生件数と傷者数は減少していますが、死者数は増加しています。高齢者の事故は、発生件数、死者数、傷者数ともに増加しています。



5月は自転車安全利用月間

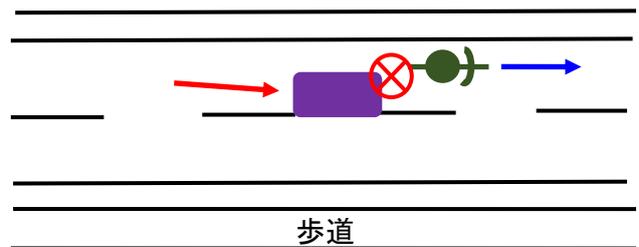
交通安全スローガン～自転車編～

ぎむ化だよ 自転車ほけん おやくそく



◆自転車の死亡事件事例◆

発生：令和3年3月 夜間
場所：東近江市
状況：道路の左前方を走行中の自転車に追突。



車の運転者は…

前をよく見て運転し、歩行者や自転車を見落とさないようにしましょう。

特に夜間は車のライトが当たる範囲でしか相手を確認することができません。

ライトのハイビームとロービームを切り替え、速度を落として安全確認しましょう。



自転車に乗るときは…

交通ルールを守って自転車に乗っていても、事故に遭うことはあります。

特に夜間は、道路の左側を走行する、ライトを点ける等以外にも、反射材を多く活用し目立つように努めましょう。

また、歩行者等と衝突して相手が怪我をすると、自転車側が治療費や損害賠償を請求される等の責任を負うことになります。

自転車も保険に加入しましょう。



よく見かける自転車の交通違反

二人乗り

スマートフォン使用

イヤホン使用

傘差し運転



二人乗り、スマートフォン等を使用しながら、音楽を聴きながら、傘を差しながらの運転、2台以上並んでの走行、飲酒運転は、交通違反であり大変危険です。
自転車は軽車両、車の仲間です。車と同じように交通ルールを守りましょう。



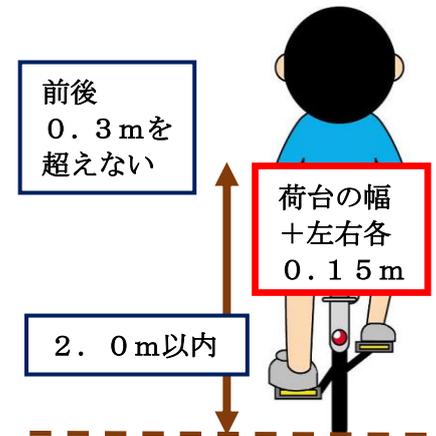
問 自転車に傘を固定させた状態での傘さし運転は違法ですか？

答 傘を固定させる器具を設置するだけでは違法ではありません。
しかし、傘を固定させて傘さし運転すると違法になることがあります。

道路交通法57条「乗車又は積載の制限等」

第2項 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。「**2万円以下の罰金又は料料**」

この法律を受けて、滋賀県では、
滋賀県道路交通法施行細則第12条
「軽車両の乗車および積載の制限」第3項及び第4項で、
「積載の方法は、積載装置の左右にそれぞれ0.15メートル、および前後から0.3メートルを超えてはみ出さないこと。積載物の高さは、自転車にあっては、2メートルからその積載する場所の高さを減じたもの。」
と定められています。



安全運転!

忘れていませんか？自転車用ヘルメット

自転車事故で死亡した人の多くが、頭部に致命傷を負っています。頭部の保護は、事故の被害を軽減する上でとても重要です。

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、『幼児・児童・生徒・高齢者のヘルメット着用』が推進されています。

自転車に乗るときはヘルメットをかぶり、あごひももしっかり締めましょう。

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

TEL 077-522-1231 (代表)

Eメール x0022@police.pref.shiga.jp